

懸賞論文佳作

# 解放後における出入国管理体制と 在日朝鮮人ハンセン病患者

国立ハンセン病資料館（歴史学）

金 貴 粉

## 要 旨

日本の敗戦によって、在日朝鮮人たちは「解放」を迎えたはずであった。しかし、解放後まもなく、「外国人登録令」がハンセン病療養所の中にも適用され、それ以後、在日朝鮮人ハンセン病患者たちも一律に登録を義務付けられた。療養所における登録済患者の調査は、差別的管理や治安維持のためであっても、朝鮮人ハンセン病患者の権利確認のためのものではなかった。さらに、1951年に交付された「出入国管理令」によっても、国外退去処分の対象としてハンセン病患者があげられ、彼ら、彼女らは、生活上、きわめて不安定な立場に置かれ続けることになり、人生が大きく翻弄されることとなった。同時に、「密入国者」とみなされた者については、取締りの対象としてさらに厳しい監視下におかれ、その生き方は、極端に制限させられた。その中で療養所の医師、そして厚生省関係者や国会議員などは、朝鮮人ハンセン病患者に対する取締りを強化すべきとの声を盛んにあげたが、在日朝鮮人ハンセン病患者が植民地支配による犠牲者であるという認識は皆無であった。

在日朝鮮人ハンセン病患者は「癩予防法」だけではなく、「外国人登録令」や「出入国管理令」など、敗戦後、新たに登場してきた出入国管理体制下におかれ、さらに不安定な立場で、人生への更なる不安を抱えながら限定された「生」を生きざるをえなかったのである。

## はじめに

日本国内のハンセン病療養所における在日朝鮮人入所者数<sup>(1)</sup>は、2009年2月時点で男性80名、女性57名、計137名である。調査は2年ごとに在日韓国・朝鮮人ハンセン病患者同盟において実施され、『同盟

※ 論者は現在、国立ハンセン病資料館学芸員の職にある。